

取得済み3次元計測データ等を用いた路線測量・現地測量等試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、交通基盤部が発注する測量業務において、「取得済み3次元計測データ等」を活用して測量現場の省力化、効率化を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「取得済み3次元計測データ等」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) VIRTUAL SHIZUOKAデータ
静岡県がG空間情報センターで公開している3次元点群データ等をいう
- (2) 完成形状の計測点群データ
別に定める3次元データ納品工事試行要領に基づいて納品されたデータをいう

(対象とする業務)

第3条 「取得済み3次元計測データ等」がある箇所で実施する測量業務のうち、路線測量及び現地測量を対象とする。

(発注手続き)

第4条 発注にあたっては、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

(業務成績評価)

第5条 担当監督員による評価において、以下を評価する。

- (1) 「プロセス評価：専門技術力：提案力・改善力：当該作業（業務）の特性を考慮しつつ、新たな、又は高度な調査・解析の手法・技術に関する提案がなされた。」
- (2) 「結果評価：成果品の品質：目的の達成度：高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し必要な作業（業務）成果が得られた。」

(業務の積算)

第6条 測量業務標準歩掛、及び、以下の変化率により積算する。

第6条の1 現地測量変化率

取得済み3次元計測データ等を用いた路線測量・現地測量は、測量業務標準歩掛に定められた変化率に替えて、第6条の1(1)に示す地域による変化率により補正する。

(1) 地域による変化率（3次元データ活用）

縮尺	1 / 500			
地域／地形	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+0.8			
市街地甲	+0.7			
市街地乙	+0.5	+0.7		
都市近郊	+0.1	+0.4		

耕地	-0.1	+0.1	+0.3	
原野	-0.1	+0.1	+0.4	+0.7
森林		+0.2	+0.9	+1.2

第6条の2 路線測量変化率

取得済み3次元計測データを用いた測量業務は、第6条の2(1)変化率適用表の「●」の適用箇所について、測量業務標準歩掛に定められた変化率に替えて、第6条の2(2)に示す地域による変化率により補正する。

(1) 変化率適用表

工程区分／種類		地域	交通量	曲線数	測量幅	測点間隔
作業計画						
現地調査		○	○			
伐採		○	○			
条件点の観測		○				
線形決定		○				
I P設置		○	○	○		
中心線測量		○	○	○		○
仮BM設置測量		○	○			
縦断測量		●	○			
横断測量		●	○	○	○	○
詳細測量	縦断測量	●	○			
	横断測量	●	○			
用地幅杭設置測量						
用地幅杭点間測量		○	○			

(2) 地域による変化率（3次元データ活用）

地域／地形	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+1.0			
市街地甲	+0.4			
市街地乙	+0.3	+0.5		
都市近郊	+0.2	+0.2		
耕地	-0.1	0.0	+0.1	
原野	0.0	+0.1	+0.1	+0.2
森林	+0.1	+0.2	+0.2	+0.4